

平成23年1月28日

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室室長 鈴木 健彦 様
厚生労働省がん対策推進協議会会長 垣添 忠生 様

NPO 法人グループ・ネクサス理事長
天野 慎介

厚生労働省平成23年度予算案「都道府県がん対策推進事業費」の 都道府県平成23年度予算案での予算措置状況に関するアンケート結果について

厚生労働省平成23年度予算案にて、都道府県がん対策推進事業費として「地域統括相談支援センター」の設置が、都道府県への補助総額823百万円、補助率2分の1にて予算措置されています。この事業の各都道府県平成23年度予算案での予算措置状況について、都道府県がん対策関係主管課担当者宛にアンケートをお願いさせていただき、全ての都道府県より下記回答を得ていますので、報告申し上げます。なお、ご協力いただいた都道府県がん対策関係主管課担当者の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ご参考：都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修を除く）

補助総額：823百万円

補助先：都道府県

補助率：2分の1

対象事業：ピアサポーターなど様々な分野に関する相談に対応するための相談員の確保及びその研修、相談内容の分析、がん患者サロンの整備等

事業概要：都道府県に新たに地域統括相談支援センターを設置し、患者・家族らのがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援するための事業を補助メニューとして追加する。

アンケートの内容と回答結果

問1

厚生労働省の平成23年度予算案にて、「都道府県がん対策推進事業費（緩和ケア研修を除く）」が、補助総額823百万円、補助率2分の1にて予算措置されています。貴都道府県の平成23年度予算案にて、現時点でこの事業費の予算措置はされていますでしょうか？

(注：都道府県名は「都道府県名の公開可」と回答した都道府県名のみ掲載)

- ①予算措置あり 6県（滋賀県など）
- ②予算措置なし 2.9県（栃木県、東京都、新潟県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、大分県、鹿児島県、など）
- ③その他 1.2県

【「その他」の回答内容】

- ・ 予算措置はありますが、地域統括相談センターの設置予算ではなく他事業のものです。地域統括相談センターの設置に向けて、平成23年度は保健所等での相談支援体制の強化を図ります。(奈良県)

- 平成 19 年より患者会に委託して実施している相談センター事業は、この補助事業を利用しているが、「地域統括相談支援センター」にあたるか不明。
- 予算措置なし。ただし愛媛県がん対策推進条例に基づき設置している愛媛県がん対策推進委員会の意見等も聞きながら、今後検討する。(愛媛県)
- 都道府県がん対策推進事業費による事業は予定していますが、「地域統括相談支援センター」については予算措置していません。(秋田県)
- 患者、家族の悩みを、専任の看護師が電話で相談を受ける「がんの悩み相談ダイヤル」を今年度に引き続き実施予定。(佐賀県)
- 都道府県がん対策推進事業費は利用するが、地域統括相談支援センターは設置しない。(鳥取県)
- 現在、平成 23 年度予算案編成作業中です。予算案の公表は 2 月上旬を予定しております。
- 予算案の公表は 2 月下旬を予定しております。(愛知県)
- 予算案編成中。予算措置は困難な状況。
- 平成 23 年度予算案については検討中。(岐阜県)
- 現在予算調整中であり、回答できない。
- 予算案を検討中です。(京都府)

問 2

上記、問 1 において「予算措置あり」とご回答された場合、よろしければ、事業費（国の補助額を含む事業費総額）と事業概要についてご記入ください。どちらかだけの回答でもけっこうです。

(注：都道府県名は「都道府県名の公開可」と回答した都道府県名のみ掲載)

【問 2 に記入のあった都道府県の事業費と事業概要】

- 事業費：32,140,000 円
事業概要：インフォームドコンセント実態調査、ピアカウンセラー養成事業、がんサロン事業、がん専門医療推進事業、がん検診受診率向上対策事業。(滋賀県)
- 事業費：8,686,000 円
事業概要：日本対がん協会で作成される研修プログラムを用いて、ピアサポーターの育成を行い、県内各相談支援センターの体制の強化を図る。
- 事業費：6,820,000 円
事業概要：がん医療や療養生活、緩和ケア、介護、福祉、地域との連携、患者会、ボランティア等、多様化する幅広い相談にワンストップで対応する体制を整えるとともに、患者サロン、ピアサポーター等の患者同士の支援やボランティアによる支援機能の充実を図る。
- 事業費：4,978,000 円
事業概要：地域統括相談支援センターを設置し、患者、家族らのがんに関する相談をワンストップで提供する。相談に従事する関係者の研修等。
- 事業費：554,000 円
事業概要：地域がん登録事業をより充実させるため、有識者による検討会の開催や医療機関向けの研修会を行う

- 事業費：記載なし
事業概要：ピアサポーターの養成とスキルアップ研修等の開催、相談支援体制の強化、奈良県版患者必携等の作成など。(奈良県)
- 事業費：記載なし
事業概要：国の事業概要に沿った概要での事業実施を考えている。

問3

今回の事業費などについて、ご意見があれば自由にご記入ください。

(注：都道府県名は「都道府県名の公開可」と回答した都道府県名のみ掲載)

- 事業の趣旨には賛同するものです。ただし、地域の実情（専門人員の確保等）や財源確保等の課題も踏まえ、はじめに、各都道府県が事業主体かつ新規拠点ありきではなく、例えば、①既存事業（都道府県が医療総合相談事業を実施）の連携の視点、②各がん診療連携拠点病院を事業主体として、各地域内の相談支援センターの機能を高める視点、③まずは、国自らが主体のモデルケースとしてセンター機能を充実させ、各都道府県の連携拠点病院等をサポートする視点といった、既存の取組内容等について、段階的に内容を高めるような部分もあれば良いと思われまます。
- 現在、国指定拠点病院に既に充実した「がん相談支援センター」が設置されており、基本的には都道府県に地域統括相談支援センターの設置は必要がないと考えている。また、都道府県が設置すると、専門職の確保、医療機関への個別の紹介等が難しいと考えている。(大阪府)
- 地域統括相談支援センター設置そのものは有意義であると考えているが、現在、がん診療連携拠点病院に設置している「相談支援センター」との位置づけや、運営にあたっての資金、人材の確保が難しく、来年度については見送り、今後の課題として検討していきたい。
- 厚生労働省からの内示が、他の事業同様遅くなるのではと懸念される。しかし、今回の事業については、4月よりの確実な事業執行ができるようにしていただきたく、協議会の中でもご要望願いたい。
- 本県においては、地域医療再生資金を活用し、拠点病院の相談支援センターと別に「がん患者総合相談窓口」により相談業務等を行う「徳島がん対策センター」を設置している。(徳島県)
- 具体的な要綱等が示されていない現時点では、予算の積算、要求等が困難。(愛知県)
- 地域統括相談支援センター予算措置については検討中ですが、都道府県がん対策推進事業については、申請の予定があります。
- 新規事業の一般財源の確保は極めて厳しい状況である。
- 平成24年度については未定

平成 23 年 1 月 17 日

厚生労働大臣 細川 律夫 様
厚生労働省保険局医療課長 鈴木 康裕 様
厚生労働省医薬食品局審査管理課長 成田 昌稔 様
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長 鈴木 健彦 様
中央社会保険医療協議会会長 遠藤 久夫 様
医療上必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議座長 堀田 知光 様
がん対策推進協議会会長 垣添 忠生 様

がん患者団体有志一同

適応外医薬品の保険支払いの早期推進に関する要望書

がん患者団体有志一同が昨年 7 月に提出いたしました、「適応外医薬品の保険支払いの早期検討に関する要望書」を受け、同 8 月の中央社会保険医療協議会（中医協）にて、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」（検討会議）で公知申請が妥当と判断された医薬品に、薬事・食品衛生審議会（薬食審）の事前評価終了後に保険適用する新ルールが導入されました。導入に向けてご理解とご尽力をいただいた、厚生労働省およびその政務三役、中医協委員など、関係者の皆さまに改めて厚く御礼申し上げます。

新ルールの導入により、適応外薬問題のドラッグ・ラグ解消へ向けた進展が期待されました。しかし、公知申請の基準があいまいかつ高いこと、新ルールで保険適用された医薬品に関する情報や運用の周知が不徹底であること、そして新ルール推進の前提である検討会議の開催継続が不明確であり、検討会議による必要性の高い未承認薬・適応外薬の意見募集も一昨年以來行われていないことから、せっかくご尽力いただいた新ルールが有効に機能していない状態です。

また、昨年 7 月の要望書でも要望いたしました、いわゆる「55 年通知」等の活用による再審査期間の終了した適応外薬の保険適用については、「有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）を薬理作用に基づいて処方した場合の取扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること」とされているにもかかわらず、その推進に向けた取り組みが行われていません。私たちは、適応外医薬品の保険支払いに関する早期推進に向けて、以下の要望を行います。

記

- ・ 上記新ルールの適正な運用に向けて、公知申請の基準を明確かつ適正なものとするとともに、新ルールで薬事承認前に保険適用となった医薬品の情報や運用の周知徹底を図ること
- ・ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」の開催を継続するとともに、必要性の高い未承認薬・適応外薬に関する意見募集を速やかに行うこと
- ・ いわゆる「55 年通知」等に基づき、再審査期間が終了しかつ学術上誤りなきことが示された適応外薬については、厚生労働省の指導に基づき速やかに保険適用を行うこと

がん患者団体有志一同

NPO 法人愛媛がんサポートおれんじの会理事長 松本 陽子
NPO 法人がんサポートかごしま理事長 三好 綾
NPO 法人グループ・ネクサス理事長 天野 慎介
NPO 法人パンキャンジャパン事務局長 眞島 善幸
卵巣がん体験者の会スマイリー代表 片木 美穂